

「みんなで語ろう！憲法に環境原則を」 in大阪

－持続可能な社会を確保するために－

去る11月19日（土）、「エル・おおさか」（大阪府立労働センター）において、環境文明21主催ならびに関西グループの協力のもと「みんなで語ろう！憲法に環境原則を」 in大阪－持続可能な社会を確保するために－が開催された。

当日は、愛知和男衆議院議員（自民党）、田端正広衆議院議員（公明党）も参加して下さり、国会での憲法議論の状況やそれぞれの考えなどを話していただいた後、「憲法に環境原則を導入すると、何がどう変わるのか」をテーマに参加者全員で意見交換を行った。それに先立ち、角倉一郎氏（滋賀県自然環境保全課長）、久野武氏（関西学院大学総合政策学部教授）、村松昭夫氏（大阪弁護士会弁護士）らによる話題提供があった。以下その概要を報告する。

■愛知和男衆議院議員

私自身、憲法については環境のみならず、ずいぶん前から携わってきた。今の憲法は帝国議会の議決を得たものであって、新議会からは議決を得ていないことになる。しかし、現在は、憲法を時代にあったもの、新しいものに改正しなくてはならないという世論も広まってきている。憲法は、アンタッチャブルなものではないという社会になってきた。

以前は、憲法の話は予算委員会で行われていた。そのまとめとでも言うべく憲法調査会が、報告書を出した。先の特別国会で、議論がなされたが現在は、国民投票法の議論という次の段階にきている。焦点は、①国民投票法の制定、②現在、有権者は20歳以上になっているが、当該法においては、18歳以上を有権者にしても良いのではないかという議論、③「過半数」の捉え方、④公示期間である。また国民投票法が制定された場合、条文毎に是非を投票するのか、全体を一括して是非を投票するのかについては検討中である。

国会の議論の中に、市民の意見を取り上げられるようなプロセス作りが重要になってくる。自民党の憲法草案については、今でも党内において議論が沢山ある。『環境』が組み込まれたことは非常に意味があることだが、今回出された自民党草案の第25条の2では不十分である。持続可能な社会にするためには、地域特性を含んだ仕組み作りが大切になってくる。その仕組みづくりのためにも、地方自治、地方主権、地方分権などを重要視していかなければならない。つまり、民主主義が成熟し、地方自治の社会を目指した国づくりをし

ていかなければならないだろう。

さらに、現行憲法の第86条（予算の作成）が、法律の実施に大きな影響力を持っていることに注目していただきたい。内閣が、予算として組み込んでくれないことには、どうしようもない。この条文をどうするかが重要であることを、みんなが認識しなければならない。

■田端正広衆議院議員

2000年に『循環型社会形成推進法』が策定されたことが日本の環境政策が変わったターニングポイントだと思う。その後、自然再生推進法、フロン回収・破壊法、自動車リサイクル法、環境教育推進法が制定された。

現在の憲法改正の動きの中で、公明党は、加憲の立場をとっている。自民党は、今年が50周年記念だが、自民党ですら憲法改正草案提出までに50年かかった。公明党は、来年の秋に草案を提出する構えだが、民主党はまだまとめという段階ではなく、羅列するレベルにある。環境文明21の憲法に第四の原則を入れる提案は、非常に大切なことである。ただ、章を作ることは難しいと感じている。また私は、「自然との共生」という文言を是非入れて欲しいと思っている。「環境」に関しては、一つ一つゆっくり議論していかなければならない。また、「環境」は、自民党草案にあるように権利と義務の箇所であってほしいと思う。

環境立国と名乗っている日本として、憲法の中に環境権・環境原則を導入することは重要で、前文と条文の両方に入れることに異論はない。憲法議論に関しては、国会議員と市民が集約していく

ことが大切だろう。また、「環境」は個別法で対応出来るにしろ、やはり、根本である憲法に導入することに意味があるのだと感じている。

■角倉一郎氏

滋賀県の総合計画は、10年毎に改正されている。様々な計画にある「持続可能な開発」「環境と経済の両立」「環境・経済・社会」というのは、私にとってはどれも疑問があり、曖昧な表現で、一般の方々には、ピンとこない中、滋賀県に赴任して「自然と人間がともに輝くモデル創造立県・滋賀」（「自然が輝くよう保全、回復に取り組むこと」「自然と調和するライフスタイル産業を創り出すこと」「自然の輝きを享受しながら人間の輝きを増すこと」）に衝撃を受けた。環境原則を入れたから、滋賀県が変わったわけではないと思う。人の意識が、環境原則を書くことが出来るようになったレベルまで高まっていることを理解してほしい。このようなコンセンサス取りが重要である。

*今回の発言は、公務員という立場上、個人としての話題提供という形で発言していただいた。

■久野武氏

地球温暖化に関して、科学的不確実性があったとしても、今、対策をするしかない。日本が90年度比6%削減は達成出来ないとは私と考えている。しかし、技術などの面では環境先進国である。イギリスやドイツは、CO₂排出量が減ってきている。経済成長だけではなく、人の価値観や環境重視思想を国家の長期ビジョンに含ませていることから、このような結果をもたらしているのだと思う。

■村松昭夫氏

多数決で決まらない人権において、憲法の役割はあると思うが、憲法を改正することで、持続可能な社会になるのか、という根本的な疑問を抱いてしまう。「新しい権利と平和（9条）」の中で、「環境」が議論されている程度で、「環境」に関してだけ議論されているわけではない。現在は、第13条と第25条で環境が保障されていると思う。憲法は、どんどん改正して良いというものでもない。今の裁判所は、様々な理由から環境権を認めてい

ないのが現状である。まず、環境権を適用する範囲が不明確であること、次に権利内容が不明確なため、環境権に関してはプログラム規定にしか出来ない。さらに、環境権を受けた個別法がないために、原告適格を認定することが難しいなどの理由が挙げられる。

《意見交換での主なもの》

- 憲法に「環境」を載せなくても良い時代は幸せだった。みんなのコンセンサスがとれて、憲法に「環境」を入れることになったら、それこそが大変な時代になるのだろう。
 - 「環境」の章をつくることは、譲れない。最低限入れてほしいのは「予防原則」。
- ⇒村松さん：環境に関する問題は、公害問題が大半で、今までは損害賠償で救済するということが基本であり、その賠償金で、対策を行ってきた。しかし現在は微量でも影響力が大きいものが多いので、予防原則が重要になってくる。
- ①現在、環境訴訟は、控訴すると敗訴してしまう。なぜそうなのか、②憲法に第4章を載せたらどうなるのだろうか、③環境に対して、高い蓋然性を求めるのは難しいのか。

⇒村松さん：

- ①東京の裁判所では、行政的な配慮が強く働いているように感じるため難しいと思う。
- ②日本の裁判官は、キャリアシステムの上にある。もっと現場の声を聞くべきで、また、その市民の声を裁判官にどう伝えるかが重要である。
- ③「環境原則」に関しては、《知らない人がいるから、載せるべき！》と考えて、本気で頑張っていけばよいのだと思う。



(文責 編集部)